

馬淵川河川事業の進捗と 河川整備計画の変更(県管理区間)

平成26年6月16日

青 森 県

目 次

1. 現行の河川整備計画の概要 1
2. 河川整備計画策定後に発生した洪水の検証・・ 3
3. 河川事業の進捗状況と今後の課題 8
4. 「新たな治水対策」について14
5. 河川整備計画の変更について16
6. 今後のスケジュール31

1. 現行の河川整備計画の概要

計画の趣旨 [整備計画策定:平成15年10月24日]
 [整備計画変更:平成22年 6月11日]

本計画は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるように、河川法第16条に基づき平成19年7月に策定された「馬淵川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16の2に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めたものです。

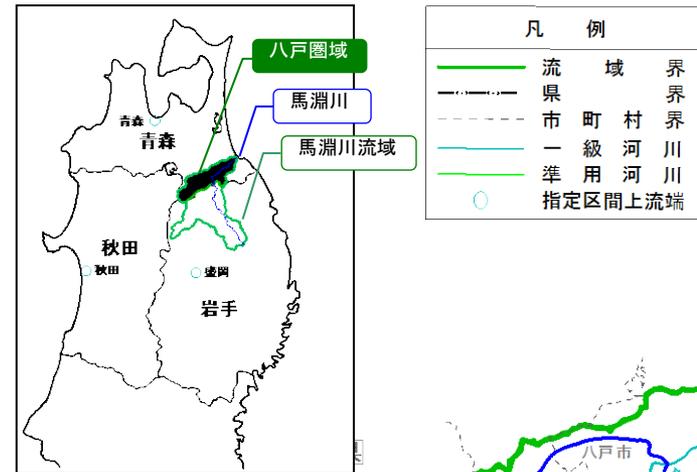
- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

計画の対象区間

本計画の対象区間は、馬淵川水系のうち青森県知事が管理する区間（13河川：174.8km）を対象とします。

計画の対象期間

本計画の対象期間は、概ね20年間とします。
 ※策定後の状況変化や新たな知見、技術の進捗などにより、必要に応じて適宜見直しを行います。



1. 現行の河川整備計画の概要

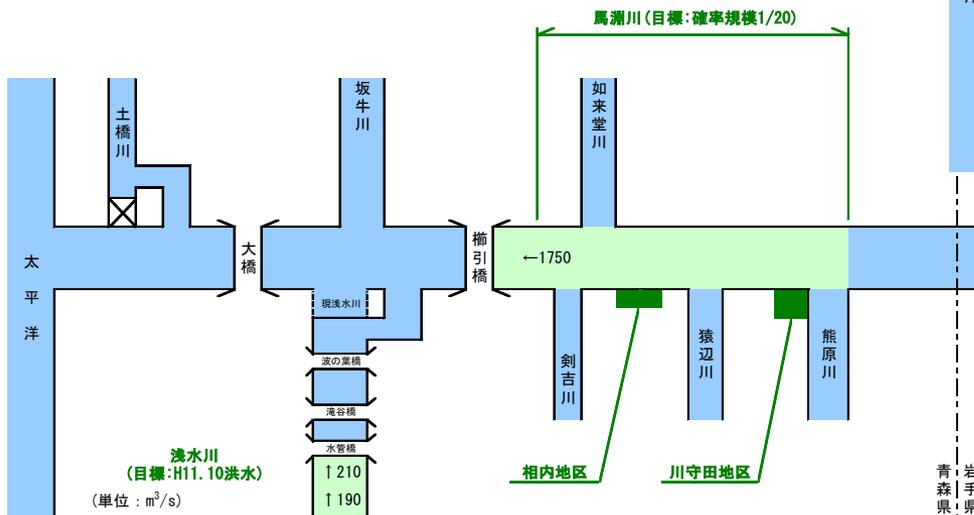
治水

【馬淵川】

『20年に1度発生する洪水(櫛引地点1,750m³/s)が発生しても、外水のはん濫による家屋の浸水被害を防止する』ことを目標とします。

【浅水川】

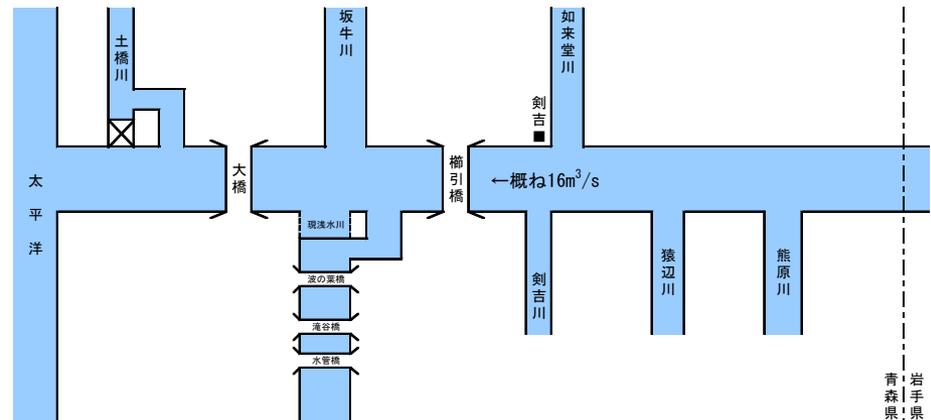
『平成11年10月洪水と同規模の洪水(20年に1度発生する洪水)が発生しても、外水のはん濫による浸水被害を防止する』ことを目標とします。



利水

【流水の正常な機能の維持】

広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどの対策により、河川整備基本方針で定められた流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めます。



環境

【河川環境の整備と保全】

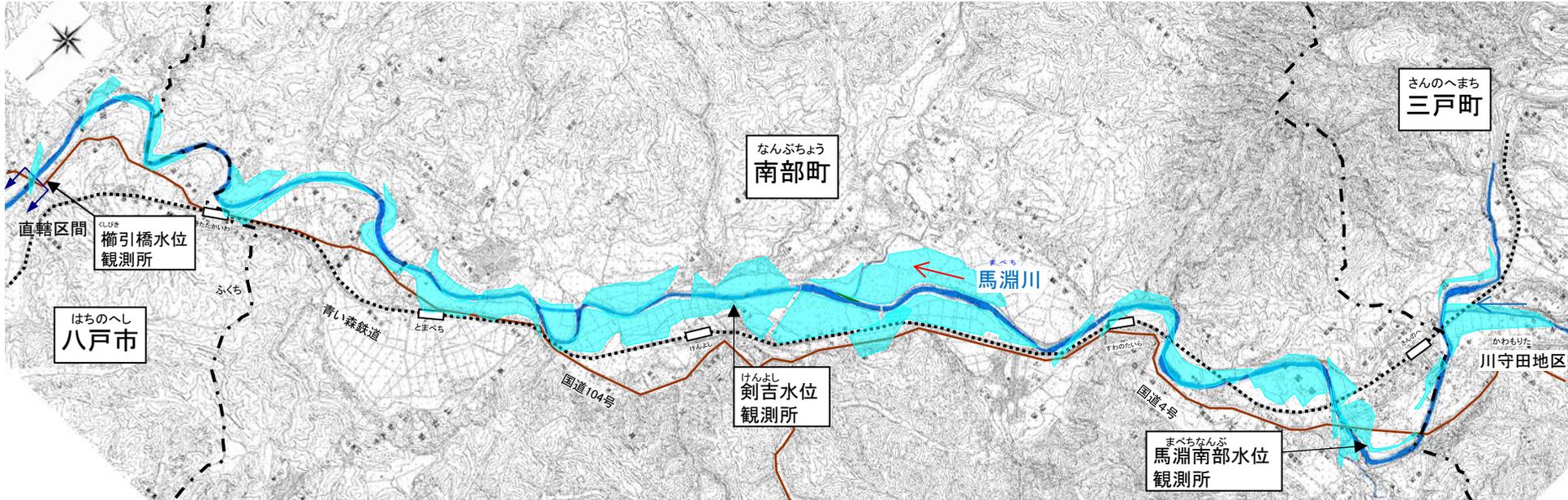
河川の整備に際しては本来有している自然環境を尊重し、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
また、多様な姿を見せる馬淵川の流れと調和した河川景観の保全を図り、河川の持つ優れた景観資源としての価値を活かすよう努めます。

岩手県
青森県

岩手県
青森県

2. 河川整備計画策定後に発生した洪水の検証

2.1.1 平成23年9月 台風第15号による被害の概要



被害状況

- ・床上浸水 : 185戸
- ・床下浸水 : 85戸
- ・田畑等 : 約490ha

台風第15号での浸水箇所

① 門前地区 (H23.9.22撮影)



② 大向地区 (H23.9.22撮影)



2. 河川整備計画策定後に発生した洪水の検証

2.1.2 平成25年9月 台風第18号による被害の概要

床上浸水対策特別緊急事業 L=17.0km (H24~H27)

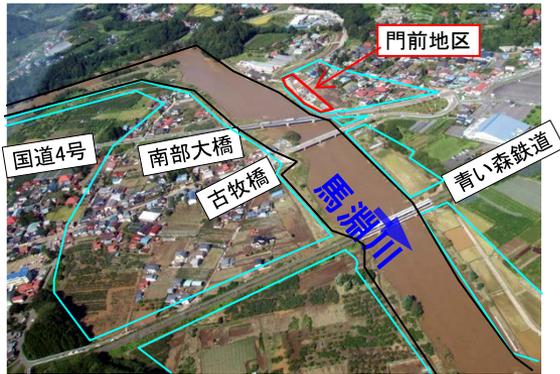


被害状況

- ・床上浸水 : 177戸
- ・床下浸水 : 86戸
- ・田畑等 : 約332ha

台風第18号での浸水箇所

①大向・門前地区 (H25.9.17撮影)



②駅前地区 (H25.9.16撮影)

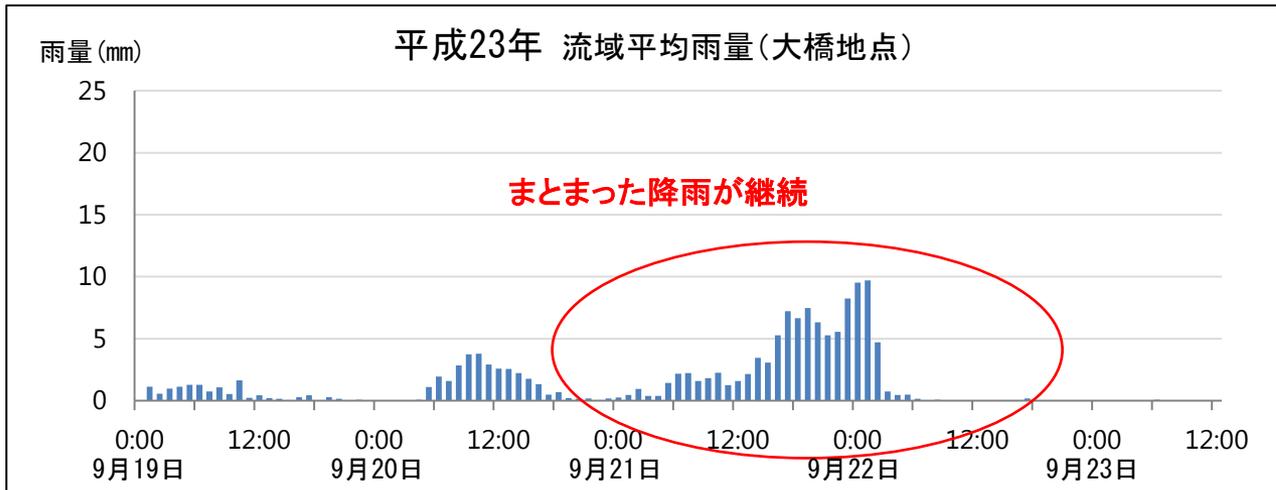


2. 河川整備計画策定後に発生した洪水の検証

2.2 平成23年、平成25年洪水の雨量・水位・流量

①雨量について(流域平均雨量(大橋地点)での評価)

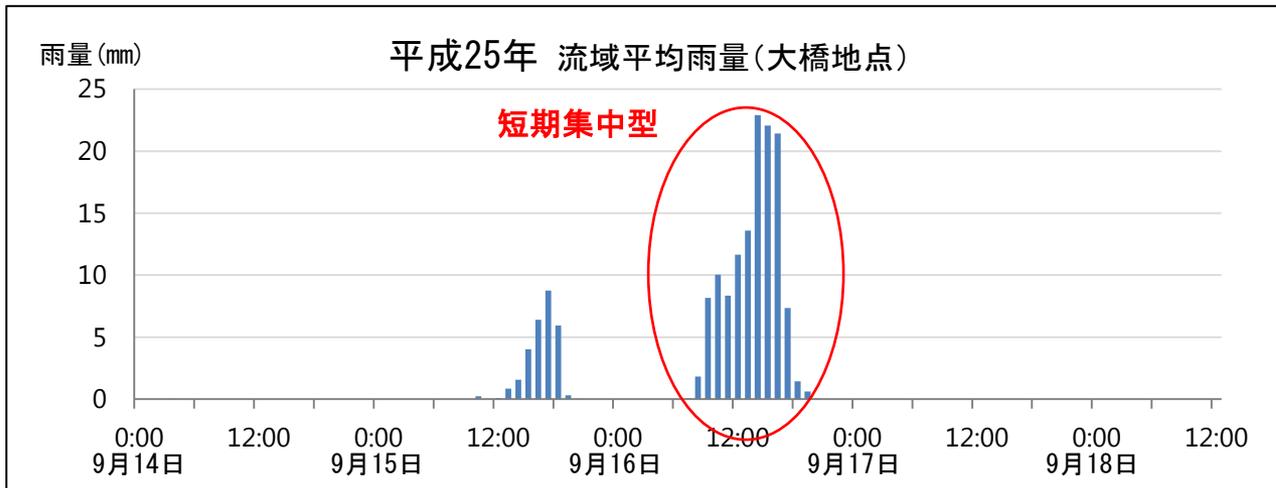
※流域平均雨量：それぞれの地点で観測された雨量から、流域の平均的な雨量を算出したもの



○流域平均雨量(2日雨量)
・H23.9月洪水:123mm/2日

※平成23年洪水は、まとまった雨が長時間降り続けた。

※また、H23年洪水は9/17から9/18にかけて、86mm/2日の前期降雨があり、河川の水位が下がらないまま、台風による洪水が発生。



○流域平均雨量(2日雨量)
・H25.9月洪水:158mm/2日

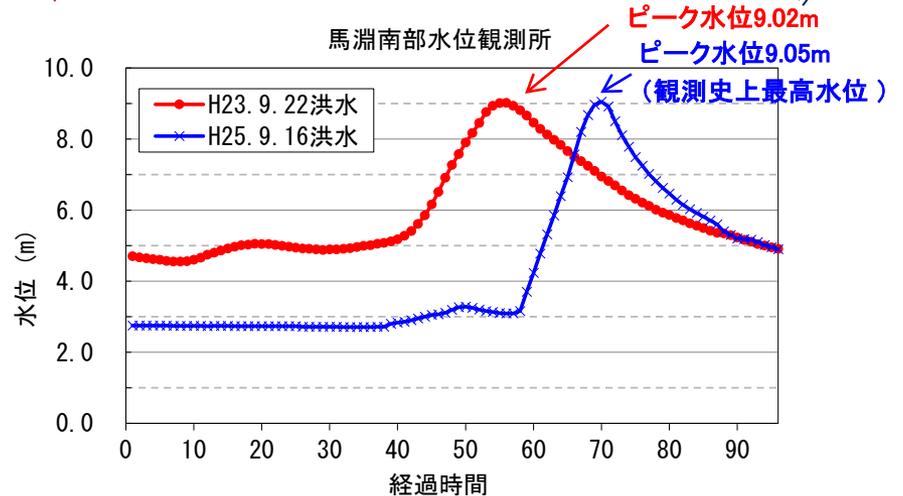
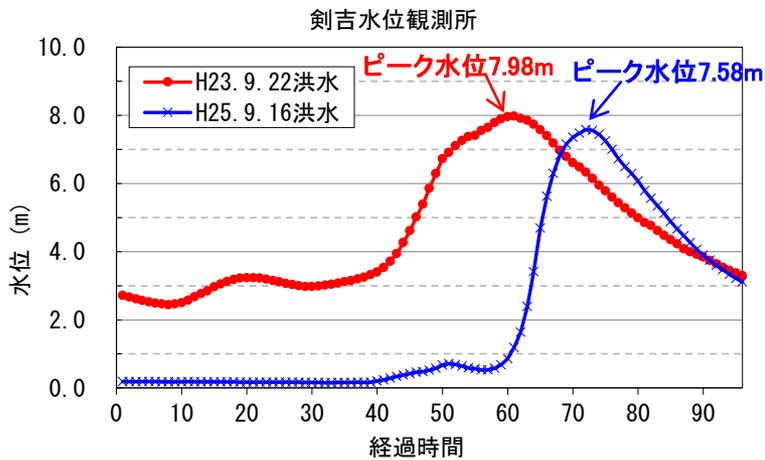
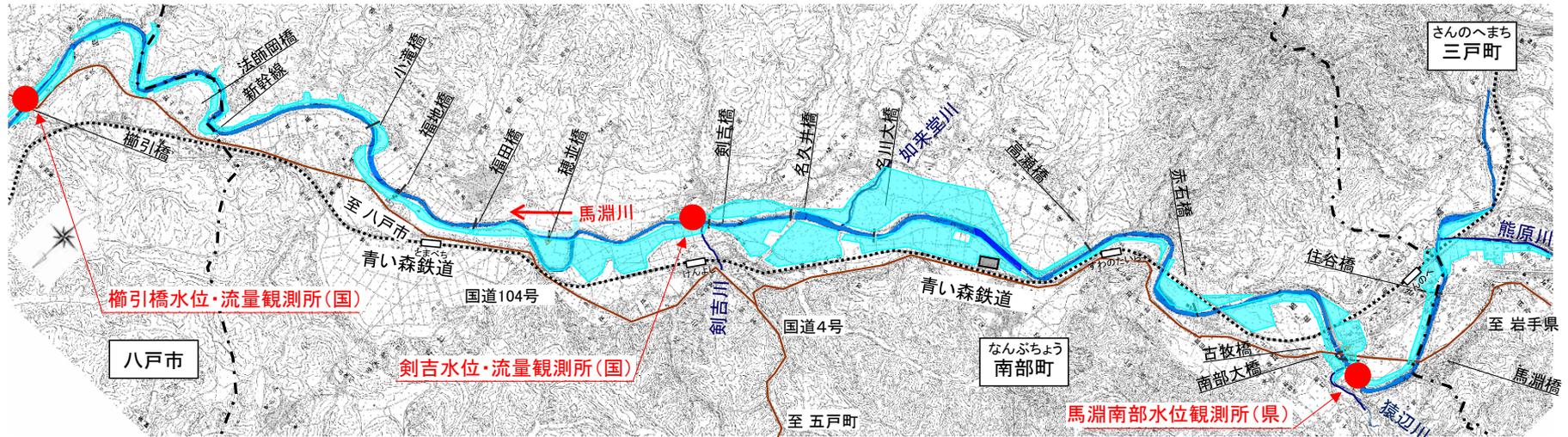
※平成25年洪水は、短期集中型の降雨

2. 河川整備計画策定後に発生した洪水の検証

2.2 平成23年、平成25年洪水の雨量・水位・流量

②水位について

- ・剣吉水位観測所では、平成23年洪水の水位が平成25年洪水を上回る。
- ・馬淵南部水位観測所では、平成25年洪水の水位が平成23年洪水を上回る。

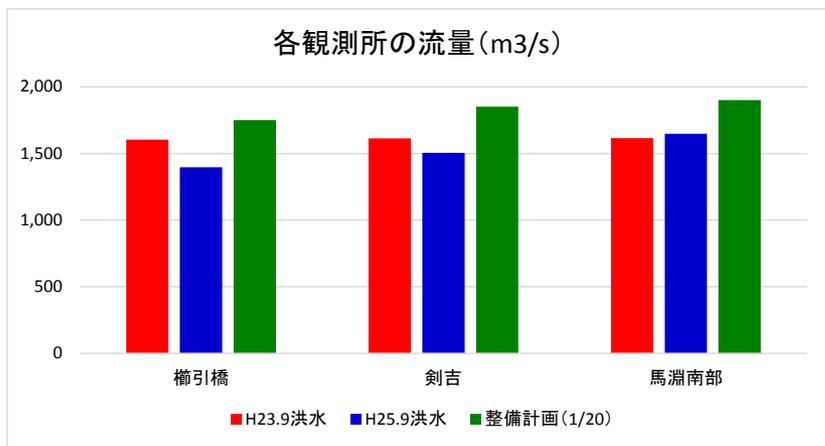
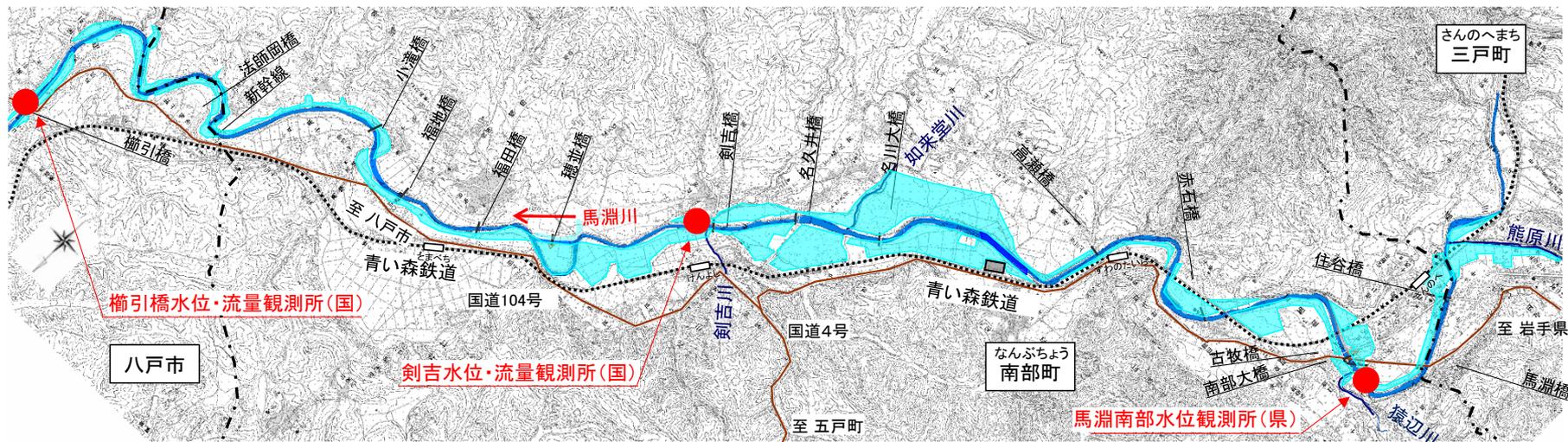


2. 河川整備計画策定後に発生した洪水の検証

2.2 平成23年、平成25年洪水の雨量・水位・流量

③流量について

平成23年、平成25年洪水の流量は、現行の河川整備計画の目標流量を下回っており、河川整備計画に位置付けられた河道掘削、輪中堤を引き続き推進していく。



各観測所の流量 (m3/s)

| | 櫛引橋 | 剣吉 | 馬淵南部 |
|-------------|-------|-------|-------|
| H23.9洪水 | 1,613 | 1,616 | 1,615 |
| H25.9洪水 | 1,391 | 1,546 | 1,647 |
| 整備計画 (1/20) | 1,750 | 1,850 | 1,900 |

※馬淵南部は流量観測を行っていないため、計算値。

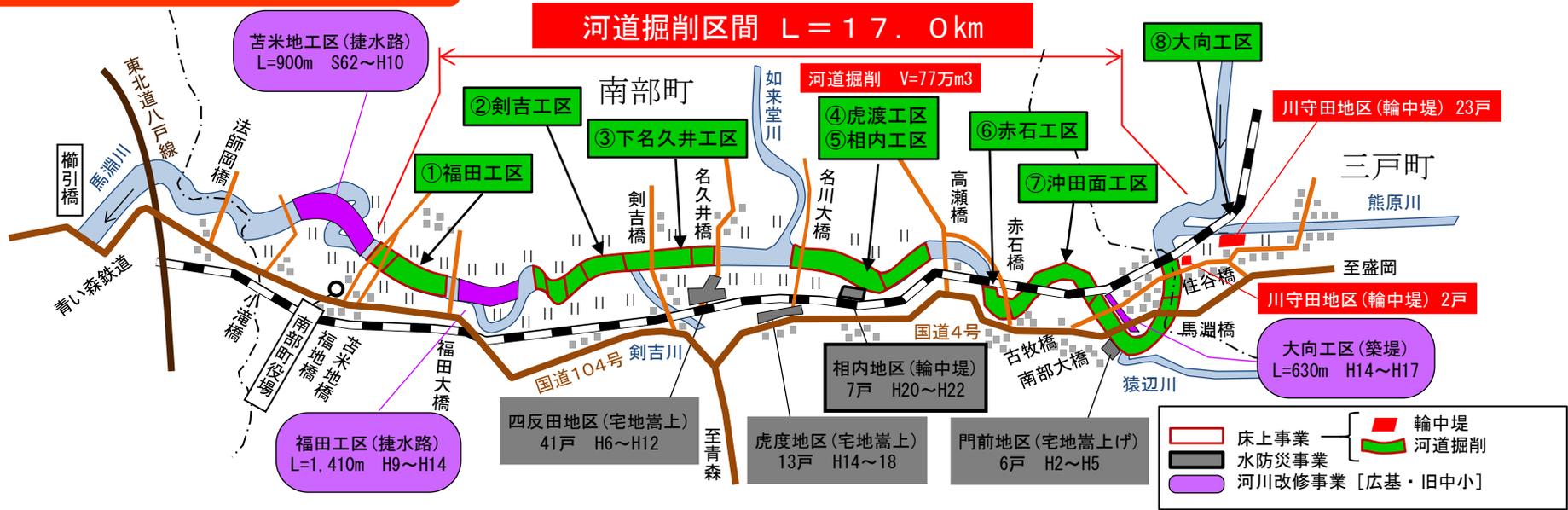
※その他は、観測地点における水位と流量の関係から、実測水位を流量に換算。

※H25.9洪水の櫛引橋・剣吉は、現時点における暫定値。

※整備計画目標流量は、氾濫による流量低減効果を見込んでいるため、下流の流量が小さい

3. 河川事業の進捗状況と今後の課題

3.1 河川事業の進捗状況



- ①福田工区(掘削土量V=83,000m³) ②剣吉工区(掘削土量V=164,000m³) ③下名久井工区(掘削土量V=68,000m³)



※平成25年度末:未着手
完了予定:平成26年度



※平成25年度末:約3割完了
完了予定:平成27年度



※平成25年度末:約7割完了
完了予定:平成26年度

3. 河川事業の進捗状況と今後の課題

3.1 河川事業の進捗状況

④ 虎渡工区 (掘削土量 $V=58,000\text{m}^3$)

⑤ 相内工区 (掘削土量 $V=40,000\text{m}^3$)

⑥ 赤石工区 (掘削土量 $V=88,000\text{m}^3$)



※平成25年度末: 約9割完了
完了予定: 平成26年度

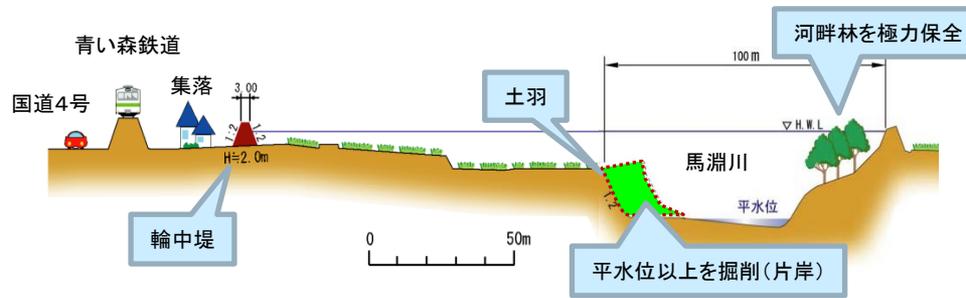


※平成25年度末: 完了済み



※平成25年度末: 約1割完了
完了予定: 平成27年度

相内工区 整備イメージ



3. 河川事業の進捗状況と今後の課題

3.1 河川事業の進捗状況

⑦ 沖田面工区 (掘削土量 $V=169,000\text{m}^3$)



※平成25年度末:未着手
完了予定:平成27年度

⑧ 大向工区 (掘削土量 $V=206,000\text{m}^3$)



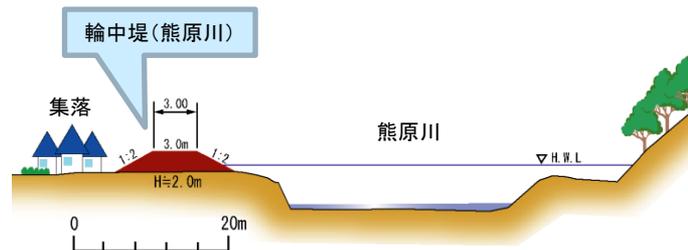
※平成25年度末:約4割完了
完了予定:平成27年度

○ 三戸町川守田地区 (輪中堤、馬淵川、熊原川)



※平成25年度末:未着手
完了予定:平成27年度

川守田地区 (熊原川) 整備イメージ



3. 河川事業の進捗状況と今後の課題

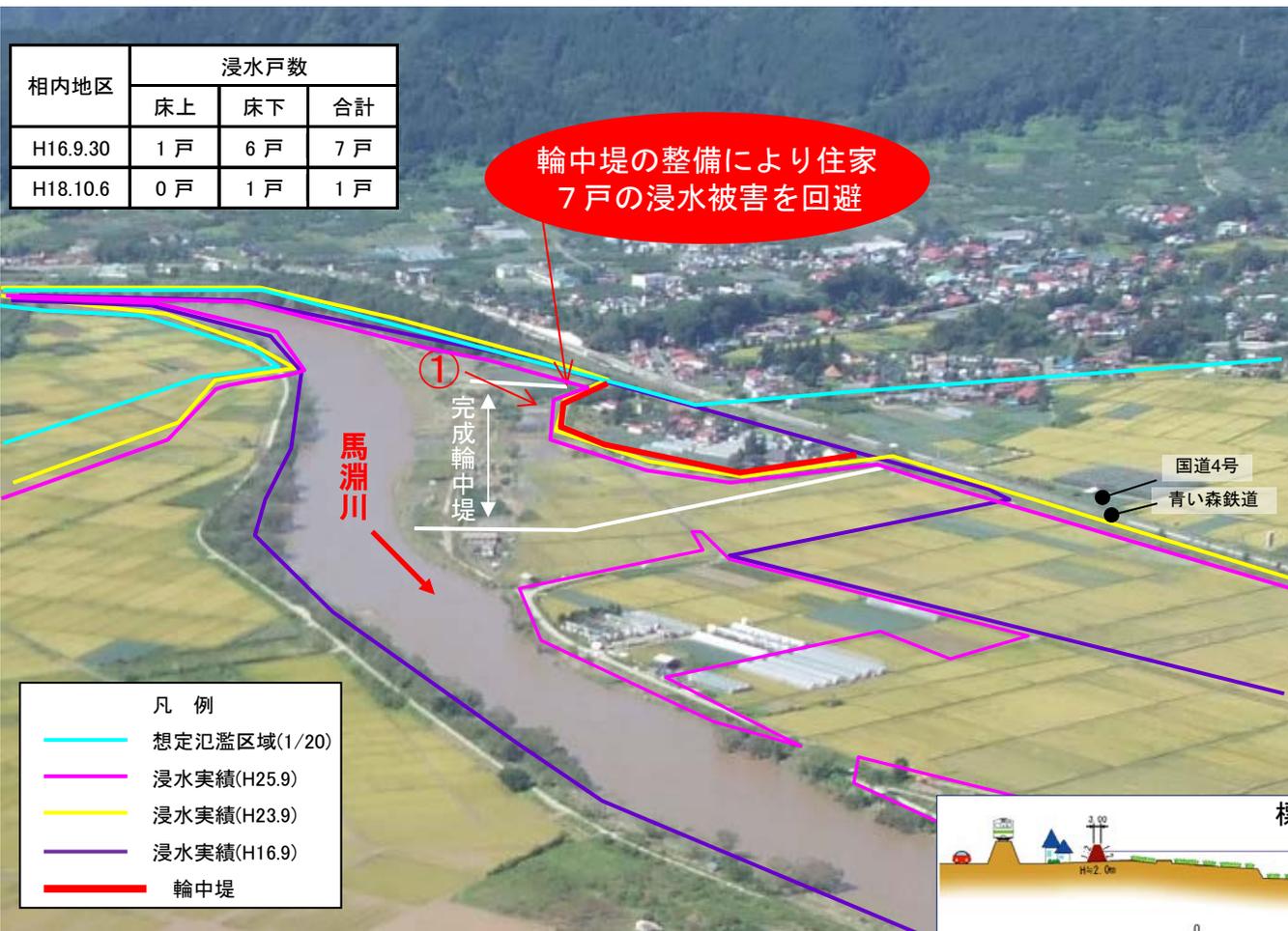
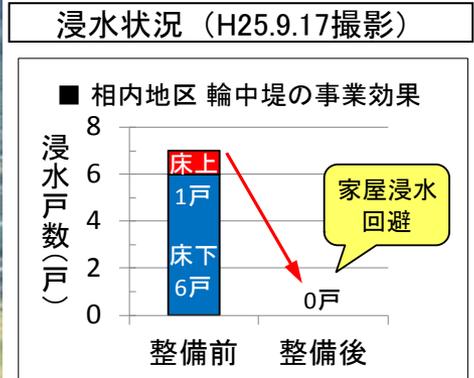
3.2 河川事業による効果

○馬淵川(相内地区)

河道掘削及び輪中堤の整備により、平成23年及び平成25年の洪水に対して、家屋の浸水被害を解消

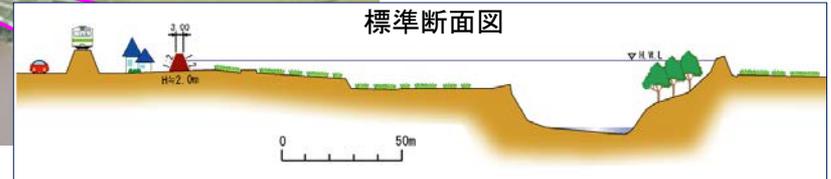
| 相内地区 | 浸水戸数 | | |
|----------|------|----|----|
| | 床上 | 床下 | 合計 |
| H16.9.30 | 1戸 | 6戸 | 7戸 |
| H18.10.6 | 0戸 | 1戸 | 1戸 |

輪中堤の整備により住家
7戸の浸水被害を回避



凡例

- 想定氾濫区域(1/20)
- 浸水実績(H25.9)
- 浸水実績(H23.9)
- 浸水実績(H16.9)
- 輪中堤



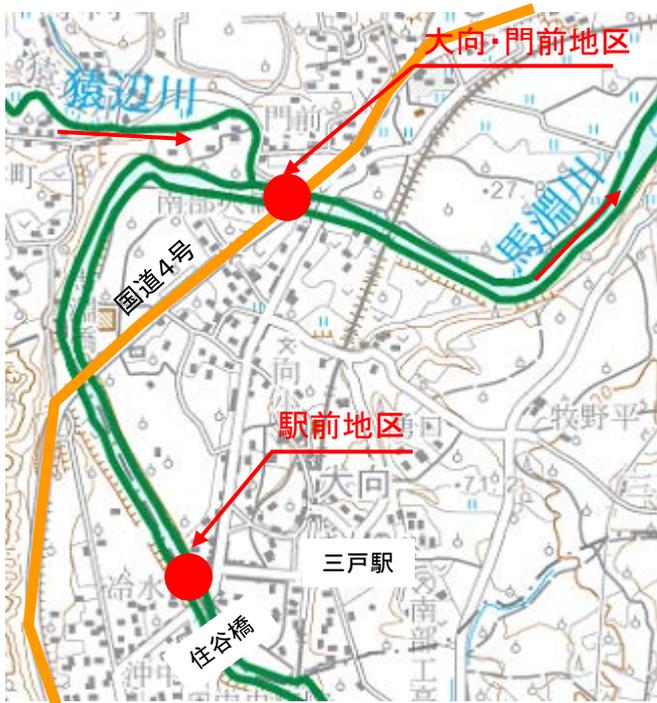
3. 河川事業の進捗状況と今後の課題

3.3 今後の課題

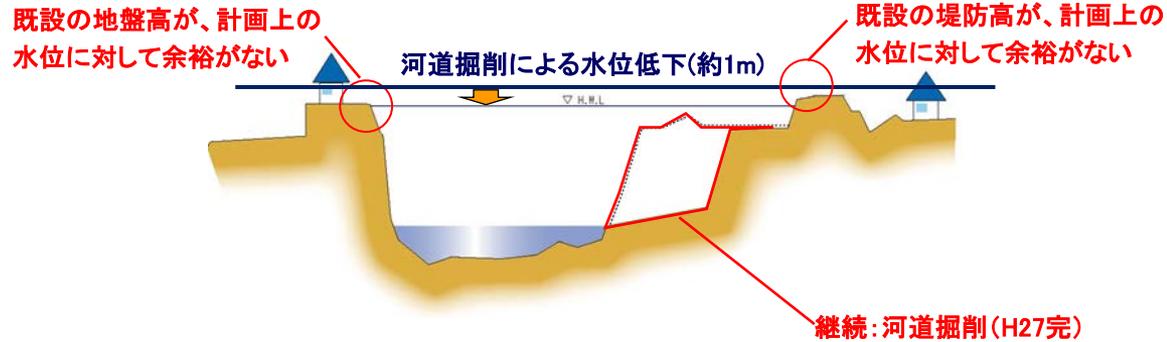
○馬淵川(大向地区・門前地区・駅前地区)

- ・河道掘削の実施により、整備計画目標流量に対し、家屋の浸水被害を解消できる。
- ・一方で、人家連坦部である大向、門前、駅前地区においては、計画上の余裕高を確保できていない区間がある。

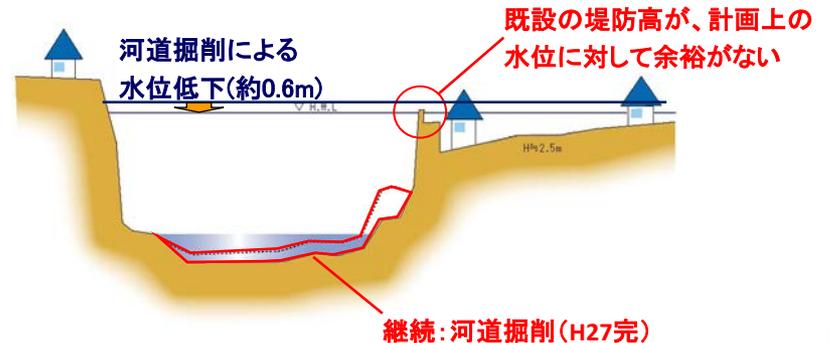
<位置図>



<横断面図(大向・門前地区)>



<横断面図(駅前地区)>



3. 河川事業の進捗状況と今後の課題

3.3 今後の課題

○熊原川

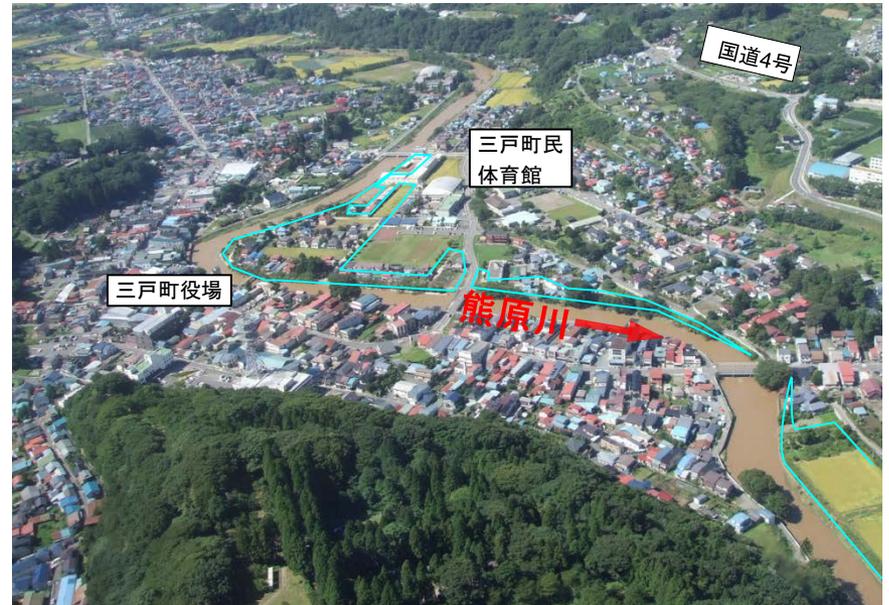
平成25年9月洪水により、これまで浸水被害がなかった関根川原地区で外水はん濫が生じる等、熊原川の流下能力不足が課題となっている。

<川守田地区>



 H25.9 浸水区域

<関根川原地区>



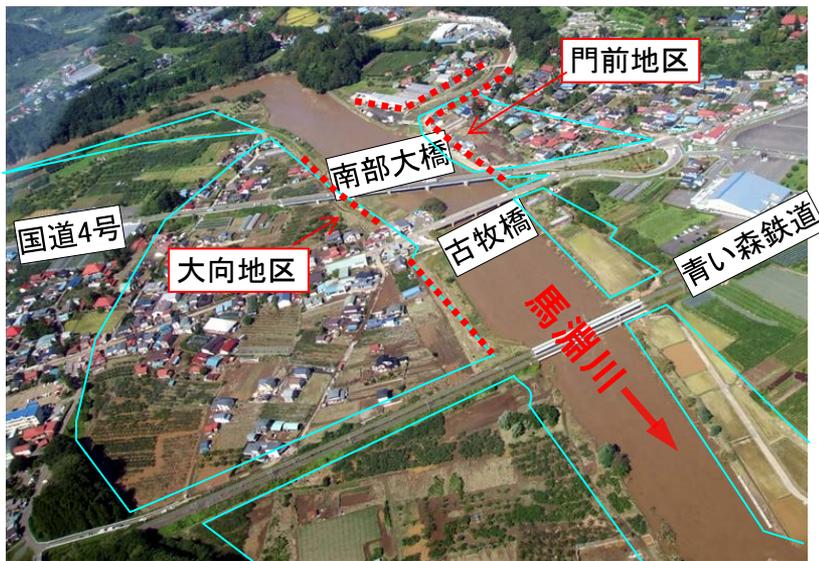
 H25.9 浸水区域

4. 「新たな治水対策」について

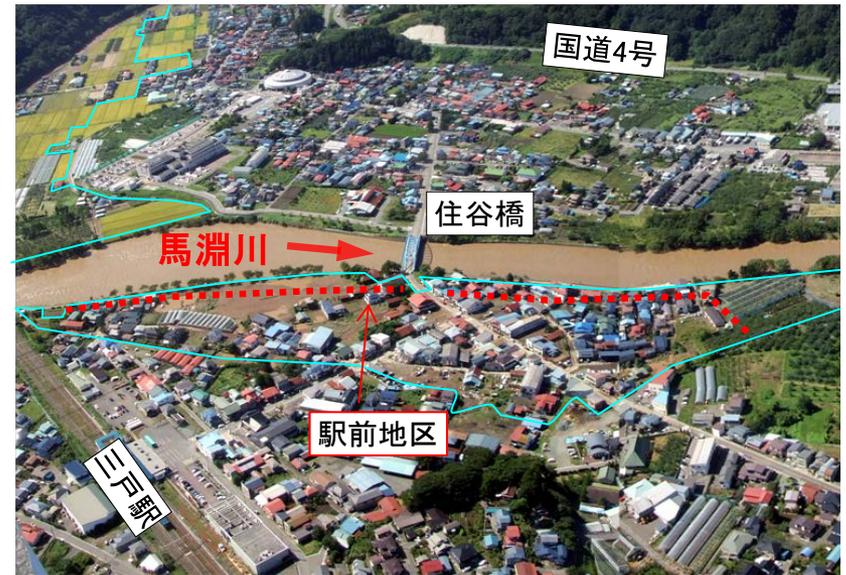
4.1 馬淵川

○馬淵川(大向地区、門前地区、駅前地区)

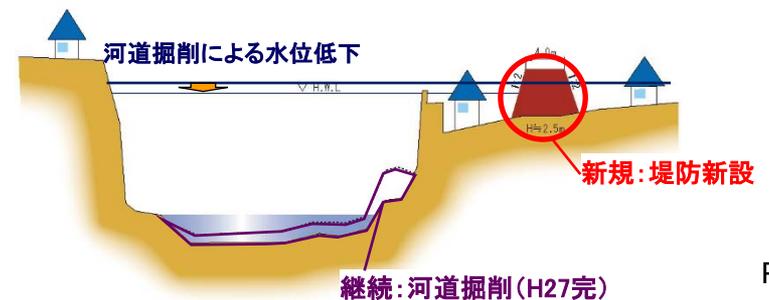
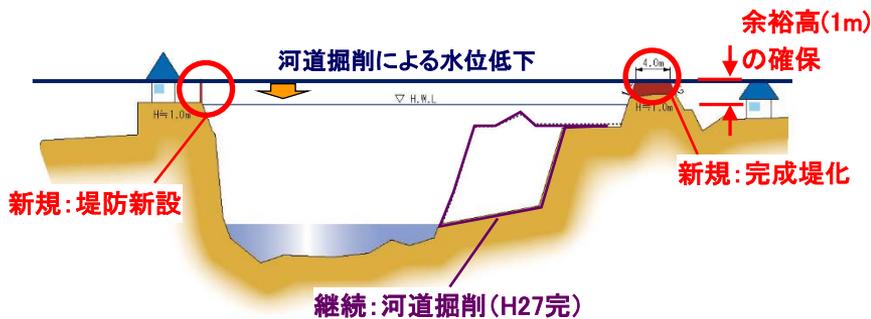
大向地区、門前地区、駅前地区においては、計画上の余裕高を確保できていない区間があることから、完成堤化及び堤防の新設を行う。



 : 平成25年9月浸水実績



 : 平成25年9月浸水実績

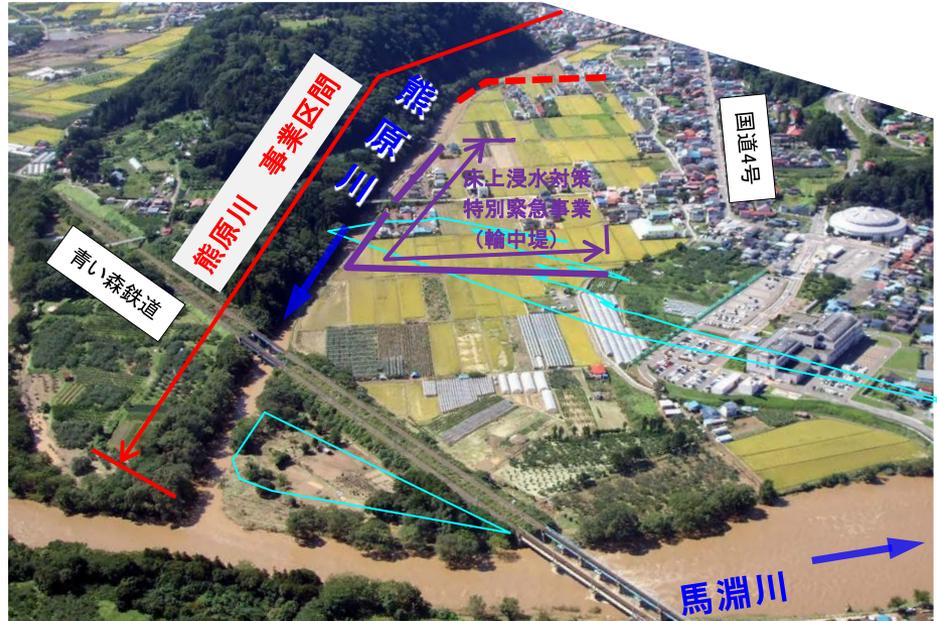


4. 「新たな治水対策」について

4.2 熊原川

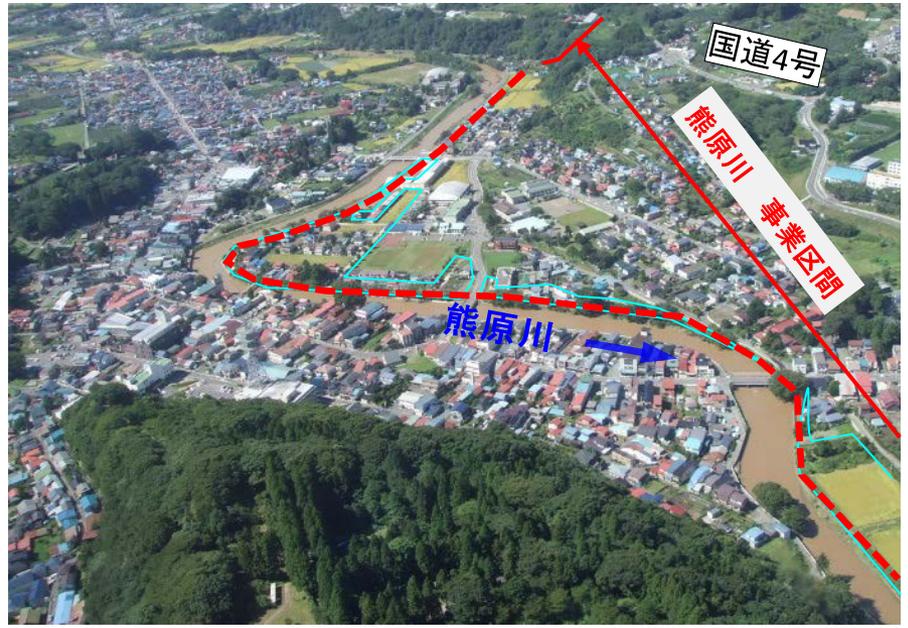
現行の河川整備計画の事業区間の上流において、平成25年9月洪水による浸水被害が発生したことを踏まえ、流下能力を向上させるための河道拡幅を行う。

熊原川（橋ノ下地区）

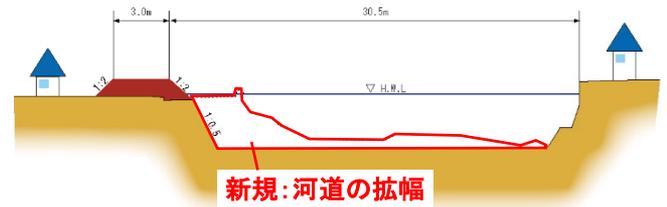


 : 平成25年9月浸水実績

熊原川（関根川原地区）

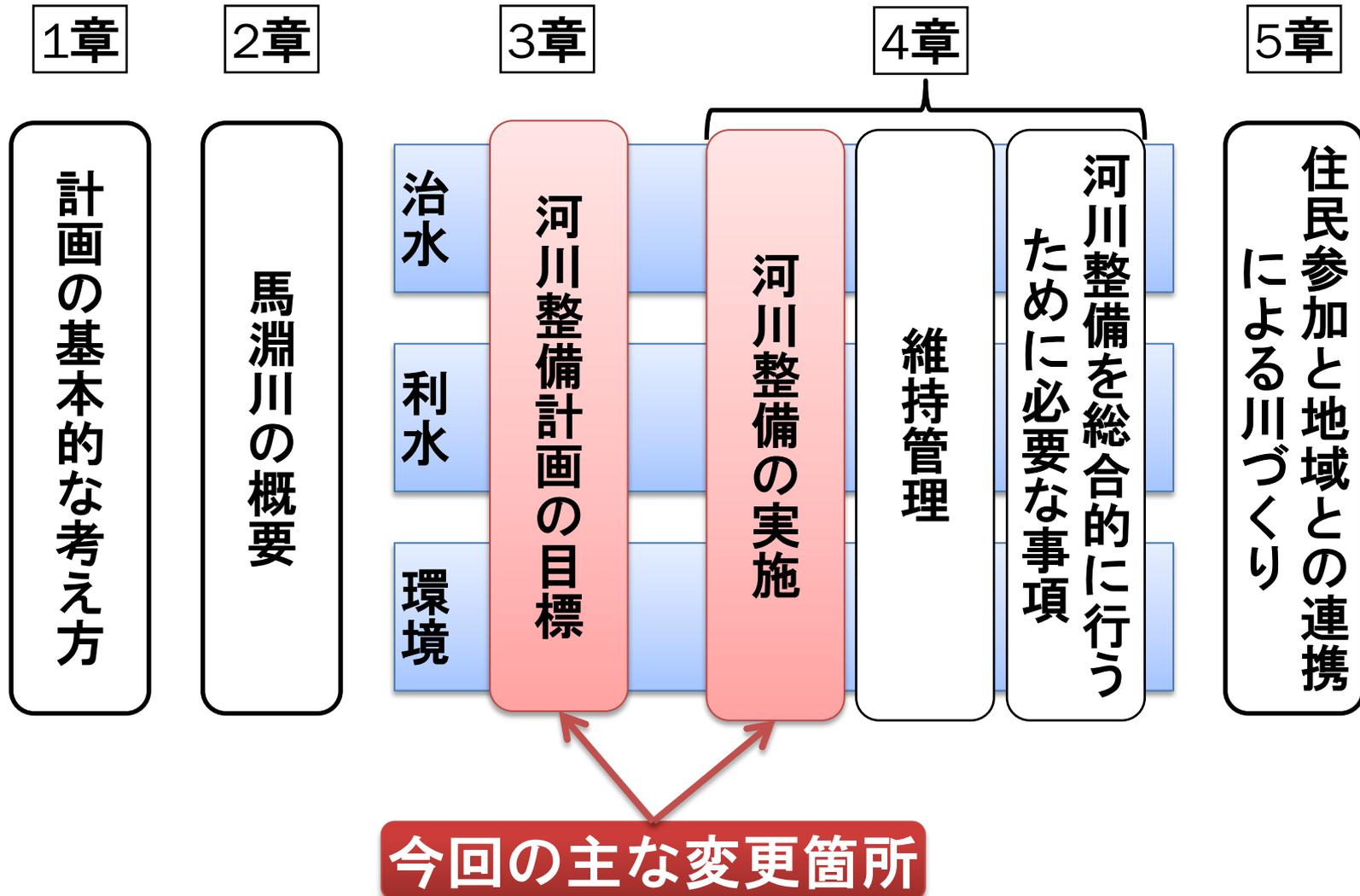


 : 平成25年9月浸水実績



5. 河川整備計画の変更について

河川整備計画の構成と今回の主な変更点



5. 河川整備計画の変更について

変更あり

3.1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する目標

本計画は平成19年7月に策定された馬淵川水系河川整備基本方針に対する段階的な整備目標を定めるものであり、下流部と中流部の地形的特徴や過去の洪水氾濫状況及び整備状況を踏まえ、治水安全度のバランスに配慮し、以下の目標を設定します。

＜各河川における整備計画の目標流量＞

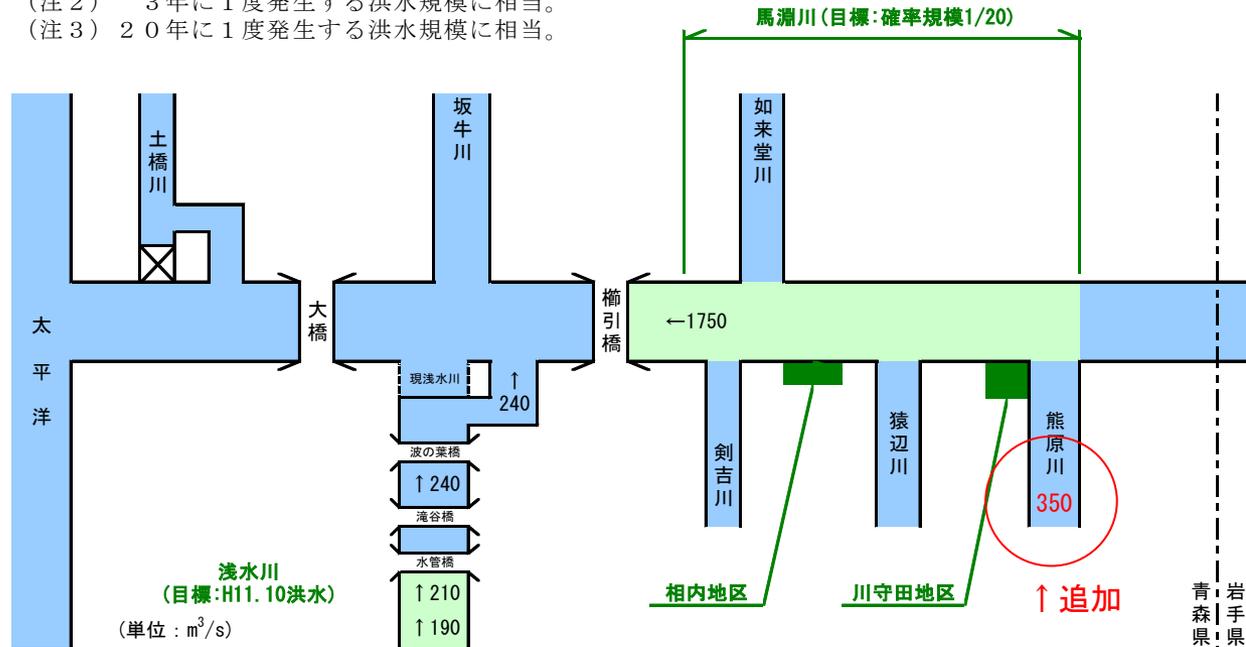
| 河川名 | 地点名 | 地先名など | 整備計画目標流量 |
|-----|----------|----------|--|
| 馬淵川 | 櫛引橋 | 八戸市大字櫛引 | 宅地 1,750m ³ /s (注1) 農地 920m ³ /s (注2) |
| 浅水川 | 滝谷橋上流水道管 | 八戸市大字豊崎町 | 210m ³ /s (注3) |
| 熊原川 | 川原橋 | 三戸町大字川守田 | 350m ³ /s (注3) |

←追加

(注1) 20年に1度発生する洪水規模に相当(河道ははん濫した状態)。

(注2) 3年に1度発生する洪水規模に相当。

(注3) 20年に1度発生する洪水規模に相当。



＜整備計画目標流量配分図＞

5. 河川整備計画の変更について

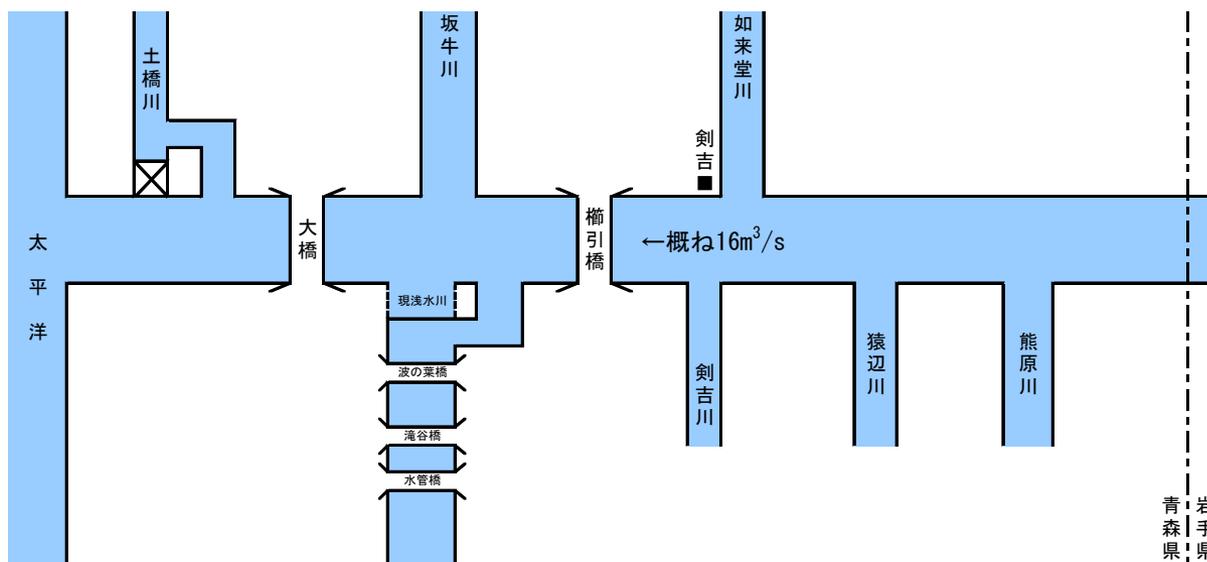
変更なし

3.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能維持に関する目標

河川水の利用に関しては、限りある水資源の有効利用を図るため、水利用の合理化を進め、より適正な水利用が図られるように努めます。

また、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなどの対策により、馬淵川水系河川整備基本方針にて定められた流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めます。

流水の正常な機能を維持するために必要な流量：概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ （剣吉地点）



<流水の正常な機能を維持するために必要な流量>

5. 河川整備計画の変更について

変更なし

3.3 河川環境の整備と保全に関する目標

3.3.1 動植物の生息・生育環境の保全

圏域内の河川を生息・生育の場とする多様な動植物は、瀬や淵、水際の植生など、多様な河川形状と密接な関係にあります。例えば、貴重種であるギバチの生息環境を維持するためには、良好な水質の維持に加え、馬淵川中流域によく見られる淵の保全や、稚魚・幼魚の生息場所となる抽水植物が茂る岸辺を保全することが重要となります。よって、河川の整備に際しては本来有している自然環境を尊重し、護岸整備は必要最小限にするなど、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。

3.3.2 水質の保全

馬淵川、浅水川、熊原川の計7地点で実施されている水質観測結果は、近年、いずれも環境基準値を満たしています。今後とも健全な水循環系を構築するという観点から、国、市町村等の関係機関や流域住民との連携を図り、流域全体での水質改善意識の啓発など、水質の維持と改善を目指した取り組みを進めます。

3.3.3 良好な景観の保全

源流、中流部の峡谷、河口部周辺の平野など、源流から河口部まで多様な姿を見せる馬淵川の流れと調和した河川景観の保全を図り、河川の持つ優れた景観資源としての価値を活かすよう努めます。

また、景観を損なうゴミの不法投棄を防止するなど河岸景観の維持・形成に努めるとともに、河川工事による景観改変を極力小さくするように努めます。

3.3.4 人と河川との豊かなふれあいの場の確保

河川の持つ豊かな自然をより身近なものとし、積極的に河川と触れ合い、自然体験学習の場となるよう、自然環境及び親水性に配慮した川づくりに努めるとともに、河川を安全に利用するための啓発活動に努めます。

また、馬淵川や流域における歴史・風土・文化に関する様々な情報の収集・共有化に努め、次の世代へ伝えるよう多様な情報手段を通じて啓発活動を推進し、川の文化育成に努めます。

5. 河川整備計画の変更について

変更あり

4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

流下断面を拡大することで洪水時の水位を低下させ、浸水被害の防止、軽減を図ることを目的として、下記の場所において河道掘削・輪中堤整備等による河川改修を行います。

＜河川工事の施行場所＞

| 河川名 | 施行場所及び施工区間 | 施行延長 | 施行内容 |
|-----|----------------------|--------|---------------|
| 馬淵川 | 南部町相内地区 | 0.4km | 輪中堤整備 |
| | 三戸町川守田地区(馬淵川) | 0.2km | 輪中堤整備 |
| | 三戸町川守田地区(熊原川) | 0.8km | 輪中堤整備 |
| | 南部町苦米地 ～三戸町川守田地内 | 17.0km | 河道掘削 |
| | 南部町大向地区 | 0.6km | 完成堤化 |
| | 南部町門前地区 | 0.5km | 堤防新設 |
| | 南部町駅前地区 | 0.5km | 堤防新設 |
| 浅水川 | 滝谷橋上流水管橋 ～神明橋 | 4.2km | 河道拡幅 |
| 熊原川 | 馬淵川合流点～ ～三戸町川守田地内 | 3.1km | 河道拡幅, 堤防新設 |

削除：平成23年度に事業完了のため



＜整備箇所位置図＞

※施工延長は今後の詳細設計を経て決定するものであり、変更する場合があります。

5. 河川整備計画の変更について

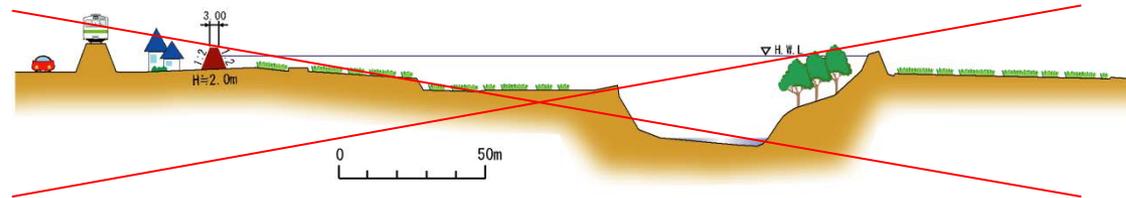
変更あり

4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

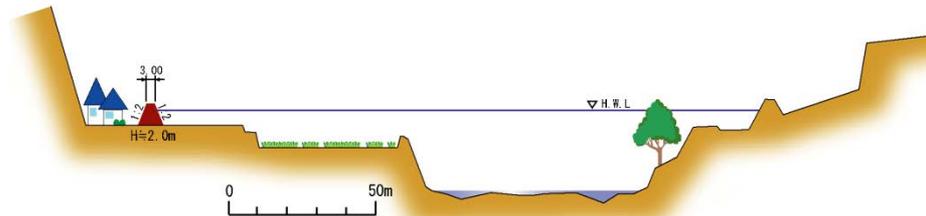
(1) 輪中堤整備

削除：事業完了（H23）のため

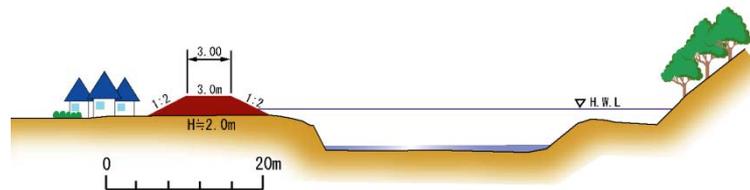
① 相内地区



② 川守田地区
(馬淵川)



③ 川守田地区
(熊原川)



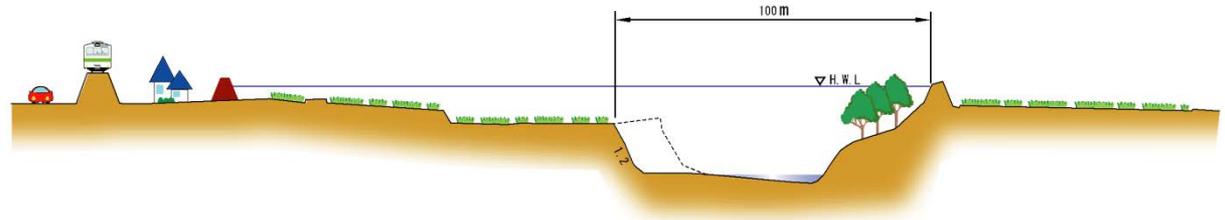
5. 河川整備計画の変更について

概ね変更なし（文章の軽微な修正）

4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

(2) 馬淵川 河道掘削

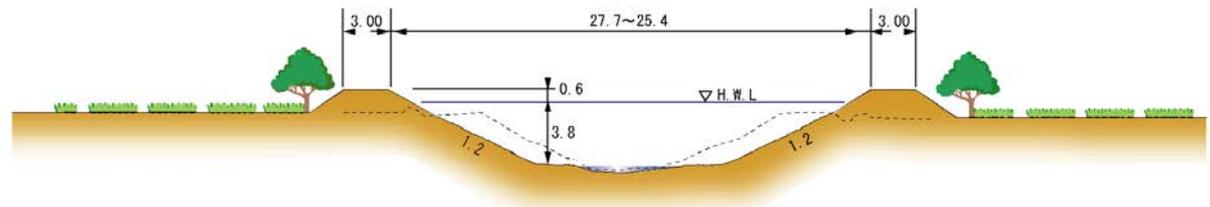
20年に1度発生する洪水に対して家屋の浸水被害を防止するとともに、概ね3年に1度発生する洪水に対して農地の浸水被害の軽減を図るため、河道掘削を実施します。河道掘削の実施にあたっては、自然環境及び親水性に配慮した横断形状とします。



<整備イメージ（横断図）>

(3) 浅水川 河道拡幅

浅水川については、平成2年10月洪水及び平成11年10月洪水と同規模の洪水を安全に流下させるものとし、現況河道の拡幅を行い周辺の自然環境及び親水性に配慮した横断形状とします。



<整備イメージ（横断図）>

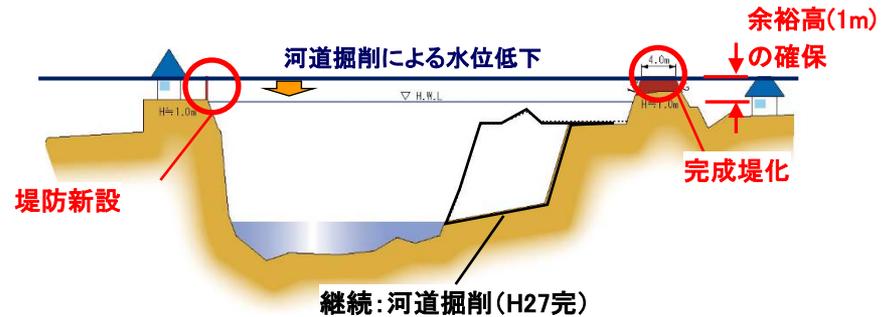
5. 河川整備計画の変更について

変更あり

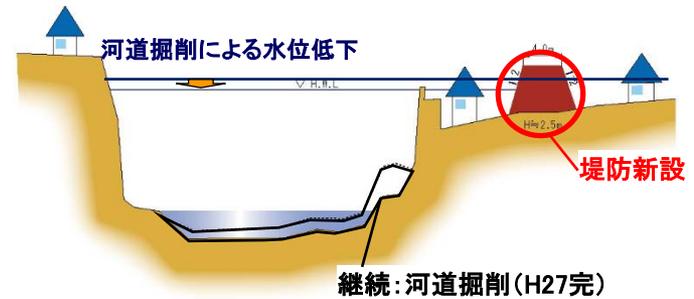
4. 1. 1 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

(4) 馬淵川 完成堤化

現在、計画上の余裕高が確保されていない大向地区において、完成堤化を図ります。同様に、計画上の余裕高が確保されていない門前地区、駅前地区において、堤防を新設します。



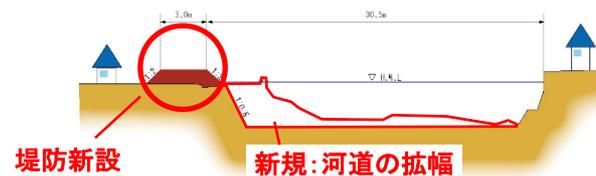
<大向・門前地区整備イメージ(横断図)>



<駅前地区整備イメージ(横断図)>

(5) 熊原川 河道拡幅、堤防新設

熊原川については、20年に1度発生する洪水が発生しても、外水のはん濫による浸水被害を防止するため、現況河道の拡幅を行うとともに、堤防を新設します。河道の拡幅の実施にあたっては、周辺の自然環境及び景観に配慮した横断形状とします。



<熊原川整備イメージ(横断図)>

5. 河川整備計画の変更について

変更なし

4. 1. 2 馬淵川の総合的な治水対策の推進

宅地の浸水被害や農地の大規模な浸水被害が発生した平成18年10月洪水を契機として、沿川市町・県・国の関係機関が連携し、総合的な治水対策について検討する「馬淵川の総合的な治水対策協議会」が平成18年11月に設置されました。

この協議会において策定された緊急的な治水対策(ハード・ソフト)を関係機関と連携の上、着実に実施します。



H18.10洪水

<馬淵川中流部の農地浸水状況>

4. 1. 3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(1) 水利用の合理化

近年、渇水被害は発生していないものの、今後も水不足の発生が懸念されることから、水不足発生時の対応として、水利用者と連携した取水調整などにより水利用の合理化を図ります。

(2) 正常流量の確保に向けた対応

馬淵川の流水の正常な機能を維持するための流量(正常流量)は、剣吉地点において通年概ね $16\text{m}^3/\text{s}$ としています。しかし、本整備計画では新規水源開発を行わないことから、正常流量の確保が困難となった渇水時には、関係機関等との連携を図りながら流水の適正な管理に努めます。

5. 河川整備計画の変更について

変更なし

4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 良好な河川環境の保全、創造

青森県では「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しています。この条例に基づき、ふるさとの森と川と海ができる限り自然の状態で維持されることを基本として、保全地域の指定等を含んだ「馬淵川流域保全計画」が平成20年3月に策定されました。

当該計画に基づき、下記に示す各種施策を推進します。

<主な施策>

○パートナーシップによる連携体制の構築

保全施策の推進に当たっては、流域の視点から地域住民、事業者、民間団体、関係市町村、国及び県が協力して一体的に進めることが必要であることから、馬淵川流域における連携体制の構築を図ります。

○定期的な観察・巡視・調査と適切な管理

保全地域を中心に馬淵川流域の良好な環境を保全するために、定期的な森・川・海の観察・巡視・調査を行い、適切な管理を行います。

○人との積極的な関わり合いの場の活用

関係機関と連携し、環境学習の場等として活用を推進し、森・川・海の保全への理解を育みます。さらに、地元と関係機関の連携による各区域での体験学習等の取り組みを推進し、森・川・海の一体的な保全への理解を深めます。

○特定行為に対する適切な対処

特定行為の届出については、内容を的確に把握し、適切な指導・勧告を通じて保全上の適切な方向への誘導を図ります。

○あるべき姿に向けた適切な創造の推進

創造施策においては、馬淵川流域の過去を考察し、多様な生物が生息・生育する森と川と海の環境を持続可能な状態で次の世代に引き継げるように取り組みます。

5. 河川整備計画の変更について

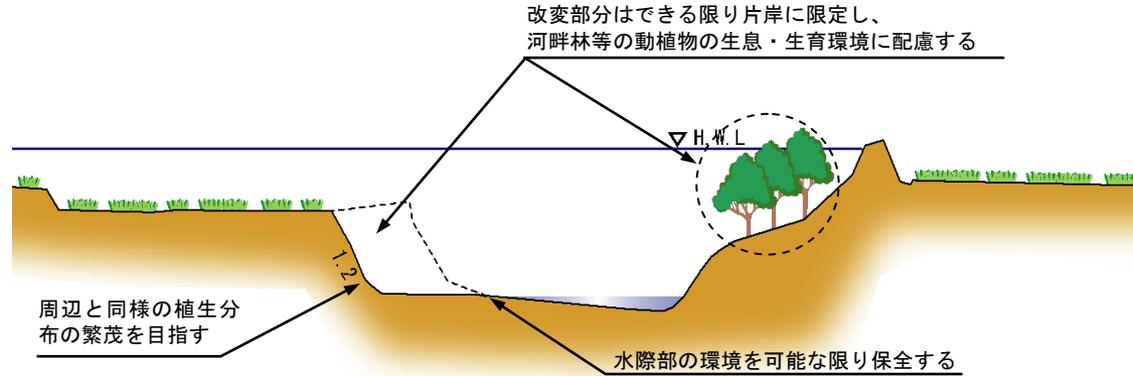
変更なし

4. 1. 4 河川環境の整備と保全に関する事項

(2) 自然環境に配慮した事業の実施

河川工事の実施に際しては、動植物の生息・生育環境に可能な限り配慮するものとし、河道内の植生が回復しやすいよう可能な限り土羽の断面とするほか、魚類などの産卵場所となる水草が生息できるよう、自然の底質を維持します。

なお、工事にあたっては、動植物の生息・生育環境を踏まえ、自然環境への影響が軽減されるよう、その施工時期・施工範囲に配慮します。



<自然環境への配慮 イメージ図>

(3) 水質の維持

圏域内の水質は、近年、環境基準値を満たしていますが、今後も、現在の良好な水質を保全するため、流域における下水道整備を含む生活排水対策等の関連事業や国、市町村等との連携・調整、住民との連携・協働により、水質改善の啓発を行い、水質負荷対策等の推進に努めます。

(4) 景観

霊峰名久井岳などと調和した景観の保全や河畔林が存在する水辺空間を保全するため、河川工事による景観の改変を極力少なくするよう努めます。

5. 河川整備計画の変更について

変更あり

4. 2. 1 河川の維持の基本となるべき事項

馬淵川の維持管理については、河川特性等を考慮し洪水等による災害の防止・軽減、河川の流下能力の維持に努め、多自然川づくりの趣旨に沿って動植物の生息・生育環境への影響を考慮し、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全と維持のため、河川の利用者及び関係機関との連携を図りつつ住民の自発的参加のもとに適切な維持管理を行うものとします。

維持管理を適切に行うためには、河川の状態を適切に把握することが必要となります。このため、**平常時**及び洪水時、洪水後の河川巡視・点検・をはじめ、雨量や水位の観測等を継続的・定期的を実施して状況の把握に努めます。

4. 2. 2 河川の維持の目的、種類

(1) 河道の維持

河川の流下能力の維持のため、阻害となる堆積土砂や草木については、その堆積状況や繁茂状況の把握に努め、必要に応じて適宜これらの除去及び**伐採**を行うものとし、実施に際しては自然環境に配慮し生物が生息・生育しやすい水辺空間の確保を考慮します。

(2) 河川管理施設の維持管理

堤防、護岸、親水施設及び排水樋管等の河川管理施設についての機能維持のため、平時にあっては定期的な河川巡視により、洪水や地震などの際には、速やかに点検を実施することにより、これらの施設について**変状**の有無を確認し、必要に応じて適宜対策を講じます。**また、河川管理施設の維持管理コストを縮減を図るため、長寿命化計画の策定や、更新時期の平準化に向けた検討を行います。**

(3) 河川環境管理の推進

河川環境に関する維持管理については、不法投棄等の防止のため、定期的に河川パトロールを実施するとともに、河川愛護団体や地域住民との情報交換等の相互協力により良好な水環境の保全に努めます。

同様に、良好な河川環境を維持できるよう、流木等の塵芥についても、河川愛護団体や地域住民の協力のもと適切な処理に努めます。また、外来生物法の対象となる外来種については、必要に応じて関係機関等と連携を図り対応します。



洪水痕跡調査の状況 (H18. 10洪水)

5. 河川整備計画の変更について

変更あり

4. 2. 3 危機管理体制の整備・強化

(1) 洪水時の対応

馬淵川水系八戸圏域内の「洪水予報河川」では、洪水予測システムにより**水位**の状況を予測し、青森地方气象台と共同で洪水予報の迅速な**発表**を行い、また「水位周知河川」において、水位が避難の一つの目安である「避難判断水位」に達した場合は、地域住民にその周知を行うこととします。

洪水時・災害時は、迅速な避難行動を支援するため、河川情報(降雨量・水位等)や防災情報(浸水状況・避難情報等)の収集を行い、速やかに関係機関及び地元住民に向けてインターネットや携帯電話による情報提供を行います。

また、洪水の状況をリアルタイムで把握するためにCCTVカメラを設置し、**インターネットで情報提供を行っており、今後とも地域からの要望を踏まえながら、危機管理体制の強化を図ります。**

＜馬淵川水系（八戸圏域）における指定状況＞

| 洪水予報河川 | 水位周知河川 |
|--------------------|--|
| 馬淵川（梅泉橋上流端～櫛引橋下流端） | 浅水川（大谷地川の合流点 ～馬淵川への合流点） 熊原川（泉沢の合流点 ～馬淵川への合流点） 種子川（三戸郡田子町大字田代字川代 ～熊原川の合流点） |



＜携帯電話による洪水情報の提供＞

5. 河川整備計画の変更について

概ね変更なし（文章の軽微な修正）

4. 2. 3 危機管理体制の整備・強化

(2) 水質事故の対応

水質事故が発生した際には「馬淵川水系水質汚濁対策連絡協議会」を構成する市町村や関係機関と連携の上、**迅速**かつ適正な対応に努めます。

(3) 渇水時の対応

河川流量が減少し、渇水対策が必要となった場合は、河川の水量・水質に関する情報を迅速に提供するとともに、関係機関との情報交換を行うなどし、関係機関と連携して渇水被害の軽減に努めます。

(4) 平常時の危機管理体制

洪水に備え“馬淵川の総合的な治水対策”に基づいて、馬淵川洪水危機管理演習を関係機関と連携しながら実施し、防災担当者の危機管理能力の向上を図ります。

また、突発的な水質事故に速やかに対応するため、連絡体制と情報提供を一層強化し、水質事故防止対策の充実を図るとともに、地域住民の意識啓発に取り組みます。



<馬淵川洪水危機管理演習の実施>

[出典：青森河川国道事務所]

【馬淵川洪水危機管理演習】

洪水時における迅速・確実な情報の収集・分析・判断、防災担当者の危機管理能力の向上を目的として、馬淵川での洪水を想定した「洪水危機管理演習（ロールプレイング方式）」を平成19年7月に実施。

青森河川国道事務所、青森県、八戸市、南部町、三戸町など総勢約130名が参加。

5. 河川整備計画の変更について

概ね変更なし（文章の軽微な修正）

4.3.1 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

(1) 上下流及び流域内の関係行政機関との連携

本計画の基本理念に基づき、流域全体の視点から本計画を推進するため、計画対象区間より上流を管理する岩手県、下流を管理する国土交通省、ならびに流域内の各市町村と連携を図ります。

(2) 長期的な目標の達成に向けた調査・検討

馬淵川河川整備基本方針の達成に向け、治水・利水・環境に関する必要な施設対策及びソフト対策に関する調査・検討を継続します。

なお、狭窄部を含む中流部の抜本的な整備については、下流部の整備の進捗状況を考慮した上で、国・県・市町が連携して対応策を検討するものとします。

6. 今後のスケジュール（案）

| | H26.6 | | | H26.7 | | | H26.8 | | | H26.9 | | | H26.10 | | | 担当 |
|--|-------|----------|-------------|-------|---|----|-------|---|---|-------|---|---|--------|---|---|-------|
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | |
| 「原案」作成 | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | ◎ 県 |
| 「馬淵川水系河川整備学識経験者懇談会」 | | △ 16日 | | | | | | | | | | | | | | △ 国・県 |
| 意見を聴く会（新規事業関連：南部町、三戸町） | | | ◎ 28,29日 | | | | | | | | | | | | | |
| 「取りまとめ案」作成 | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 県報掲載、公告・縦覧（3週間（縦覧＋意見聴取）） | | | | ←→ | | | | | | | | | | | | |
| 関係機関協議（3週間）・市町村意見照会 | | | | ←→ | | | | | | | | | | | | |
| 認可申請 | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 局長申請（関係機関協議及び審査期間：2ヶ月） （河川法79条大臣認可→98条局長委任【認可】） | | | | | | 持込 | → | | | | | | ○ | | | |
| 公表（県報掲載） | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ |
| 防災・安全交付金計画の変更申請 （新規事業の位置付け） | | | | | | | | | | | | | | | | ◎ |